

# 山梨県公報

号外第四十四号

平成二十九年

九月二十一日

木曜日

## 目次

### 選挙管理委員会

- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………一
- 県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………一
- 県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………一
- 政治団体の名称等の届出……………二

## 選挙管理委員会

### 山梨県選挙管理委員会告示第二十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

平成二十九年九月二十一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 ま さ 彥

一四、〇四三

### 山梨県選挙管理委員会告示第二十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十九年九月二十一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 ま さ 彥

一八三、六八六

### 山梨県選挙管理委員会告示第二十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十九年九月二十一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 ま さ 彥

#### 選挙区名

三分の一の数

- 西八代郡……………四、六五四
- 南巨摩郡……………一〇、九一三
- 中巨摩郡……………五、〇七五
- 南都留郡……………一二、八二三
- 甲府市……………五二、五〇四
- 富士吉田市……………一三、九四四
- 都留市・西桂町……………九、九〇〇
- 山梨市……………一〇、〇八八
- 大月市……………七、四三九
- 韮崎市……………八、四三三
- 南アルプス市……………一九、七三四
- 北杜市……………一三、七五〇
- 甲斐市……………二〇、四三四
- 笛吹市……………一九、五二八
- 上野原市・北都留郡……………七、三八七
- 甲州市……………九、二四五
- 中央市……………八、一九二

山梨県選挙管理委員会告示第二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項、第七条、第十七条  
 第一項、第十九条第二項及び同条第三項の規定による届出が次のとおりであった。

平成二十九年九月二十一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 ま さ ぶ

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届

その他の政治団体

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
小林まりこ後援会	坂 本 治	飯 島 篤 美	甲州市塩山上於曾一二五五	平成二十九年 八月二十七日	平成二十九年 八月二十八日
広瀬いちろう後援会	広 瀬 一 郎	広 瀬 一 郎	甲州市塩山藤木一九九八―三	平成二十九年 八月三十日	平成二十九年 八月三十日
高畑かずゆきを支援する「はたけ」の会	飯 島 徳 男	相 原 和 弘	甲州市塩山上於曾一六四六一	平成二十九年 九月四日	平成二十九年 九月四日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区 分	名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	自由民主党鰍沢支部	名 執 義 高	望 月 邦 彦	中央市山之神四一九一	平成二十九年 八月十七日	平成二十九年 八月二十三日
旧	自由民主党田富支部	田 中 健 夫	齋 藤 雅 浩	中央市東花輪三七二	平成二十九年 八月二十一日	平成二十九年 八月三十日
新	自由民主党富士川町支部		名 執 義 高	山梨市一町田中一二一八	平成二十九年 八月二十二日	平成二十九年 八月三十日
旧	自由民主党増穂支部			山梨市小原東九九三―二―二〇一	平成二十九年 八月三十日	平成二十九年 八月三十日
新	萩原みか後援会				平成二十九年 八月三十日	平成二十九年 八月三十日
旧	みつる会				平成二十九年 八月二十九日	平成二十九年 九月一日
旧	ふじやま世代				平成二十九年 八月二十九日	平成二十九年 九月一日

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
自由民主党鯉沢支部	保坂精治	望月邦彦	南巨摩郡富士川町鯉沢六八六	平成二十九年八月三十一日	平成二十九年八月二十四日
自由民主党芦安支部	清水実	清水准一	南アルプス市芦安芦倉七八一	平成二十九年八月三十一日	平成二十九年九月五日

政治資金規正法第十九条第二項の届出 資金管理団体指定届

氏 名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	指定年月日	届出年月日
広瀬 一郎	甲州市議会議員	広瀬いちろう後援会	甲州市塩山藤木一九九八―三	広瀬 一郎	平成二十九年八月三十日	平成二十九年八月三十日

政治資金規正法第十九条第三項第三号による届出 資金管理団体異動届

区分	氏 名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	異動年月日	届出年月日
新	萩原 弥香		萩原みか後援会	山梨市一町田中二二一八 山梨市小原東九九三―二―二一 二〇一		平成二十九年八月三十日	平成二十九年八月三十日
旧	外川 満		みつる会 ふじやま世代			平成二十九年八月二十九日	平成二十九年九月一日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番